

令和8年度宇城市有害鳥獣被害防除事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害鳥獣による農林産物の被害軽減を図るため、予算の範囲内で有害鳥獣被害防除事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、宇城市補助金等交付規則（平成17年宇城市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 宇城市内に住所を有する者
- (2) 宇城市内の耕作する農地等に侵入防止柵又はわなを設置し、若しくは被害防止資材（侵入を防止するための資材をいう。）を使用し営農活動を行う農業者又はわな免許取得者
- (3) 市税の滞納がない者

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、国及び県の補助の対象とならない事業又は国及び県の補助事業の申請をしていないが、整備の緊急性の高い農地に関する事業で次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 有害鳥獣の侵入防止対策支援事業
- (2) 有害鳥獣捕獲わな設置事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する事業の実施に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に別表に掲げる補助率を乗じた額とし、申請に基づき予算の範囲内でこれを決定する。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 規則第5条第1項の申請書及び規則第5条第2項に規定する添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宇城市有害鳥獣被害防除事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 見積書
- (5) 位置図
- (6) 対象農地の写真

(交付決定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、補助金の交付の申請をした者に宇城市有害鳥獣被害防除事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(変更申請)

第8条 規則第9条第1項の別に定める変更事由は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金の額の増減

(2) 事業計画の変更

2 規則第9条第1項の変更申請書は宇城市有害鳥獣被害防除事業補助金変更交付申請書(様式第5号)によるものとし、事業変更計画書(様式第6号)を添えるものとする。

3 市長は、変更の承認をした場合において、補助金の額に変更を生じるときは宇城市有害鳥獣被害防除事業補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により、変更を生じないときは宇城市有害鳥獣被害防除事業補助金計画変更承認通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第15条に規定する実績報告書の提出期限は、補助対象事業完了の日から起算して10日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までとし、提出する書類は次に掲げるとおりとする。

(1) 宇城市有害鳥獣被害防除事業補助金事業実績報告書(様式第9号)

(2) 事業実績書(様式第10号)

(3) 収支精算書(様式第3号を準用する。)

(4) 領収書(支払内訳が分かるもの)

(5) 設置写真

(補助金額の確定)

第10条 規則第16条の規定による補助金の額の確定の通知は、宇城市有害鳥獣被害防除事業補助金交付額確定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(補助金の請求)

第11条 規則第18条第1項の請求書は宇城市有害鳥獣被害防除事業補助金交付請求書(様式第12号)又は宇城市有害鳥獣被害防除事業補助金(概算払・前金払)請求書(様式第13号)によるものとする。

(財産の処分の制限)

第12条 規則第24条第2項に規定する財産の処分等を制限する期間は次のとおりとする。

種類	耐用年数
1 電気柵	8年
2 ワイヤーマッシュ柵	14年
3 ネット柵	8年
4 金網柵	14年
5 箱わな	10年

(関係書類の保管)

第13条 規則第26条に規定する証拠書類の保管期間は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間とする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。